

1978/1/11

## 講義全体の見通し。生権力の研究

ヒトという種における基本的な生物学上の特徴が、ある政治の内部に入り込めるようになるにあたって用いられる、さまざまなメカニズムからなる総体のこと

### ■ 生権力??

- ・ 社会は（近代西洋社会）は、18世紀以来、「人間はヒトという種を構成する」という基本的な生物学上の事実をあらためて考慮に入れた。

## 権力メカニズムの分析に関する五つの命題 p4, L1

### 1. 権力とは何かという一般理論ではない。

- ・ 権力なるものを、まさに権力を確保することを役割・機能・テーマとするさまざまなメカニズムや手続きの総体とみなす。
- ・ **実際の権力に関する理論**であって、そいつはどこを通るのか、どのように起こるのか、誰と誰のあいだで、どの点とどの点のあいだで、どのような方式で起こるのか、そしてその効果はどのようなものか：**権力のメカニズム**を問う。

### 2. 権力（さまざまな権力メカニズムを打ち立て、維持し、変容させることを役割とするさまざまな関係）は、自己発生的・自給自足的ではない。

- ・ 権力は権力自体に拠って立つものではなく、権力自体を出発点として手に入れられるものではない。
- ・ 権力メカニズムは、あらゆる関係にとってもともと内属的な部分をなすのであって、諸関係と権力メカニズムは互いに互いの原因にして結果であるという循環的な関係にある。

### 3. 権力関係の分析は、哲学とかかわりのある何か；真理の政治学である

- ・ 特定の社会の包括的分析になりうるが、歴史学にも社会学にも経済学にも属さない。
- ・ 私たちの社会で展開される闘争・対決・闘いによって、またその闘争の諸要素であるさまざまな権力戦術によって生産されるさまざまな知の効果がどのようなものかを示すことを役割とする

### 4. どのような現場の力場を標定すべきかを問題とする

- ・ 命令的言説は、美的な次元での選択にしか基礎が見当たらない。
- ・ なすべきことに関する次元は現実の力場の内部にしか現れえない。
- ・ 私たちが今やろうとしている理論的分析の下支えとなる命令形は、条件法的な命令形であるのが望ましい（戦術上の標識にすぎないのが望ましい）。

### 5. 政治は絶対にやらない

- ・ 闘争と真理のあいだの関係は、真剣かつ根本的なもの。
- ・ だが、理論的な言説の内部での論争においては、芝居がかり、肉を削がれ、意味や効果を失っている。

## 法システム・規律メカニズム・安全装置。その二つの例。6頁, L18

「安全」という単語の意味――

## 例1. (a) 盗みの処罰

### ① 刑罰が付属した、禁止の形をとる刑法

- ・ 「殺すな、盗むな」という刑法に、絞首刑や追放刑、罰金刑などの刑罰が付属する、など。

### ② 刑罰の例の変調

- ・ 禁止と罰からなる全体を二つのもので梓づける。

#### (1) さまざまな監視・制御・まなざし・碁盤割り

- 泥棒が盗みをはたらくよりも前に、盗まないかどうかといったことを標定できるようにする。

#### (2) スペクタクル的・決定的な瞬間の対極の罰として、拘禁といった実践になっていく

- 罪人を作り変えようとする労働。強制労働・道徳化・矯正といった収容技術と呼ばれる形でなされる。

### ③ 第三の変調

- ・ 刑法の適用や予防の整備、矯正のための罰の組織といったすべてが一連の問いによって指揮される

- 犯罪を社会的・経済的に受け容れられる限界内にどう維持するか、特定の社会が機能するにあたって最適とみなされる平均値のまわりにどのように維持するか、が問題となる。

この三つの様態は、今まですでに研究がなされてきた三つの別々の事柄を特徴づけるものと思われる。

#### ① 第一の形式：法典システム 《古い処罰の機能の仕方》

- ・ 許可と禁止という二項分割を備え、法典をまさしく法典たらしめる組み合わせ（禁止事項と処罰）を備えている

#### ② 第二の形式：規律メカニズム 《近代システム》

- ・ 法が、監視メカニズムと矯正メカニズムによって梓づけられるもの。

- ・ 法を措定する立法行為や罪人を処罰する司法行為の他に、一連の付属的技術（警察・医学・心理学に関わる技術）が登場する。

- 諸個人に対する監視・診断に関わる技術

- 諸個人のありうべき変容に関わる技術

#### ③ 第三の形式：安全装置 《現代のシステム》

- ・ 当該の現象を一連の蓋然的な出来事の内部に挿入するようになる。

- ・ この現象に対する権力の対応が何らかの計算（コストの計算）に挿入されるようになる。

- ・ 許可と禁止の代わりに、最適とみなされる平均値が定められ、越えてはならない許容の限界が定められるようになる。

- 規律メカニズムは法典の内部にすでに姿を現しており、安全メカニズムも非常に古くから存在している。

#### (1) 法システム

- 見せしめの罰は矯正の効果を獲得することが欲されていた。

- 家の中の非常に些細な盗みに対する死刑は安全装置というようなものが設置されていたといえる。

#### (2) 規律システム

- 収監されている受刑者への矯正は、再犯のリスクに応じて試みられる；安全メカニズム

- ・ 安全メカニズムの導入を可能にする立法措置・政令・統制・通達の全体は巨大になっている；法のインフレ。

- ・ 規律的技術の全体が安全メカニズムのもとで繁殖し、またそれが安全メカニズムを機能させている。

- 規律メカニズムが法メカニズムに取って代わり、安全メカニズムが規律メカニズムに取って代わったという

- のではない；ここにあるのは一連の複合的な建造物であり、諸技術自体がしだいに複雑の度を増していく。
- 法メカニズム、規律メカニズム、安全メカニズム、の三者のあいだの相関システムが変わってきたのであって、ここに見られる歴史は狭い意味での技術の歴史。(p12 に例)

## 例2. (b)癩病・ペスト・天然痘の取り扱い (13 頁, L4)

### ① 中世における癩病患者の排除

雇っている者と雇っていない者とのあいだに線を引く二項的分割をもたらすもの

### ② ペストに関する統制

ペストが発生している地域や都市を文字通り基盤割りにし、人々に対して統制を課す。

### ③ 天然痘

疫病や風土病という現象を食い止める医学キャンペーンの問題

- まず法があり、それが規律になり、次いで安全になる、という継起的な流れがあるのではない。
- ・ 安全とは、狭い意味での安全メカニズムに、古くからある法や規律といった骨組みを付け加えて機能させる一つのやり方。
  - ・ 安全テクノロジーという形をとる権力の何らかの一般的エコノミーが実際にあるかを知ることを目指す。

## 安全装置の一般的特徴 (一)。安全空間 14 頁, L19

### ➤ 標定したいと思う特徴

安全空間とよべるようなもの／偶然の取り扱いという問題／安全に特有の正常化の形式／安全技術と人口とのあいだの相関関係

### ■ 主権は領土の境界内で行使され、規律は諸個人の身体に行使され、安全は人口全体に行使される？

- ・ 主権が実際の・現実的・日常的に展開し、行使する対象は、つねに**人の群れ**である。
- ・ 規律は人の群れを管理・組織するやりかた、その群れの定着点や調整点を定めるやりかた；規律とは**人の群れ**があるところで、これを個人化する方法

### ➤ 主権も規律も、そして安全も、人の群れとかかわりをもたざるを得ない。

## 都市の例 16 頁, L8

### ① 17c：法的・行政的な特有性によって本質的に特徴づけられていた。

- ・ 都市を領土のなかのそれ以外の拡がり・空間から切り離し、非常に特異なしかたでしるしづけていた。
- ・ 壁で囲まれ押し込められた空間の内部に閉じ込められているという特徴をもっていた。
- ・ 都市は田園地帯に対する経済的・社会的な異質性を特徴としていた。

### ② 17-18c：行政国家の発展・都市の閉じ込め・枠へのはめ込みの問題化

- ・ 通商の増大および都市人口の増大→都市の窮屈化
- ・ 都市とその周辺との間の恒常的な経済的交換の必要性

➤ 空間的・法的・経済的な枠へのはめ込みからの解放の必要性；都市を流通空間のなかに置き直すこと

## 十六-十七世紀における都市空間の整備の三つの例 17 頁, L4

### (a) アレクサンドル・ル・メートル『首都論』(1682 年)

### ■ アレクサンドル・ル・メートル

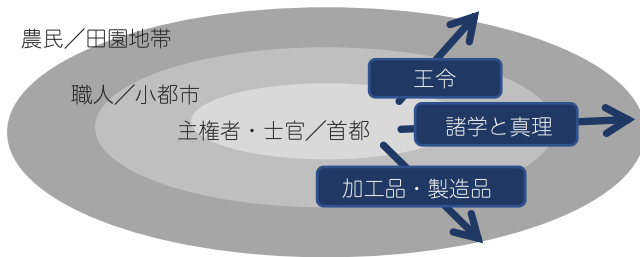
ナントの勅令廃棄より前にフランス出国したプロテスタントで、ブランデンブルク選帝侯の技師長

### ➤ メートルの分析

- ・ 国家は三つの要素、三つの階級からなる。

	国家≒建築物	領土
第一身分	農民≒ 建築物の基礎。目には見えないけれども建築物全体の堅固さを確保するもの	田園地帯
第二身分	職人≒ 建築物の共用部分・公共部分にあたるもの。	小都市
第三身分	主権者、ならびに主権者のために働く士官≒ 高貴な部分、住居部分や応接のための部分	首都

- ・ 首都と残りの領土は、幾何学的な関係／美的・象徴的な関係でなければならない
  - 良い国はだいたいにおいて円形をしており、首都はその中心に位置するべきである。



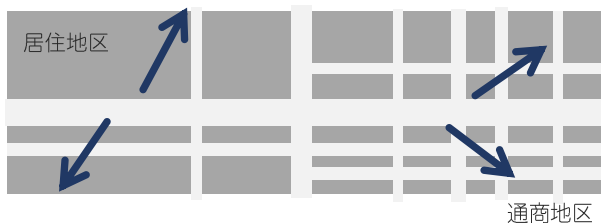
首都と領土は

- ・ 政治的な関係でもなければならない。
- ・ 首都はまた道徳的な役割も果たさなければならない。
- ・ 経済的な役割

- 主権と本質的にかかわるものとして都市を定義・考察するということが見られる。
  - ・ 主権と領土の関係の図式や枠組みを示すことで、都市的機能；経済的・道徳的・行政的といった機能が現れている。
- 主権の政治的有効性を空間的配分；流通の強さ（考えの流通、意志や秩序の流通、通商の流通）という考え方に結びついている。
  - ・ 主権国家・領土国家・通商国家を重ね合わせ、互いに互いを強化することが問題となっていた。
  - ・ 重商主義（官房学）の只中の時代、主権の座にして政治的・通商的流通の中心点でもある首都のまわりにきちんと組織された国家を確保するにはどうすればよいか、がメートルにとっての重要課題であった。

(b) リシュリユー （19 頁, L12）

- ・ フランスの人工的な都市（ルイ 13 世、ルイ 14 世の時代に、何も無いところから建設された）
- ・ 古代のローマの陣営の形式が用いられた。



- 国家を一つの建築物と捉えたメートルの都市と異なり、都市より小さいものから出発して考えられている。
- 建築上のモジュールである幾何学的な図形が、うまく計算された非対称性によって枠づけられ、機能的なものになっている。

- 一方には教会が、他方には中央市場
- 社会的身分の違い、資産の違いなどによる居住地区の範疇の区別
- 空間における人の群れの規律的な取り扱いがみられる。
- ・ 空虚な閉じた空間の構成；内部では人工的な人の群れが構築される。
  - 第一に位階化、第二に権力関係の正確な交流、第三にこの配分に特有の機能上の諸効果（通商の確保、居住地区の確保）

- メートルの『首都論』で、問題は領土を「首都化する」ことだったが、ここでは空間を建築化することが問題となった；規律とは建物の次元に属するもの

(c) ナント

■ 18世紀に実際に存在していた都市に対して現実に行われた整備の例；ナント

- ・ 通商で大変な発展を遂げているところ
- ・ すし詰めの状態を解きほぐして経済的・行政的な新しい機能のために場所を作ること、周囲の田園地帯との関係を調整すること、拡大を予見することが課題となっていた。

➤ ヴィニエ・ド・ヴィニイの計画

- ・ 都市を横断する軸と大きめの道をいくつか貫通させ4つの機能を確保する。

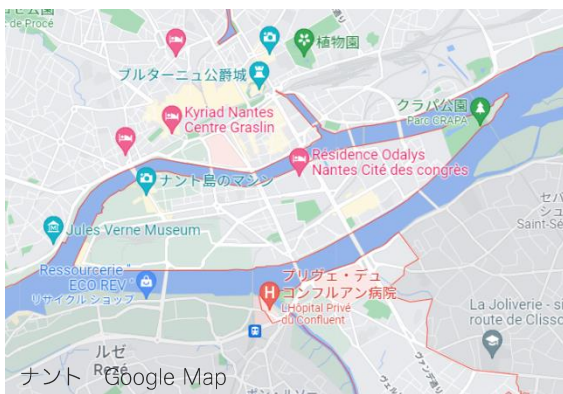
(1) 衛生・換気

(2) 都市内部での通商の確保

(3) 都市外とのネットワーク・通商

(4) 監視の可能化

- ・ 流通を組織すること
- ・ 危険なものを取り除くこと
- ・ 良い流通と悪い流通を分けること
- ・ 悪い流通を減少させて良い流通を最大化すること



→ 外部との通路の整備

- ・ パリとの流通軸の組織、エルドル河の整備
- ・ ロワール河岸に非常に長い埠頭の建設；都市の管理の問題  
ロワール河の一方の河岸に埠頭を建造していき、そこから一つの地区が発展するにまかせ、それから島々を使ってロワール河に橋を架け、そこから第一の地区の反対岸にまた別の地区が発展するにまかせた。

- ・ 規律は空虚で人工的な空間のなかで働くもので、その空間は一から構築される（リシュリユー）が、安全のほうは、すでにある物質的な所与に頼ることになる。

→ 安全は所与を扱う。

- ・ 安全にとっては、単に実定的なプラスの価値を持つ要素を最大化し、それをできるだけうまく流通させ、逆に危険で不都合なものを最小化する（完全な抹消はできないが、それでかまわない）

→ 扱われるのは自然的な所与だけでなく、量でもある。その量は相対的には切り詰められるがゼロにはならないので、蓋然性が扱われることになる。

- ・ プラスの機能もマイナスの機能もあるが、整備においては設置しなければならない。

→ 都市整備において組織が試みられる諸要素は多機能性によって正当化される。

- ・ 機能の完璧化を当座のあいだ確保するような静的な知覚によって構想・整備されるのではなく、未来（正確に制御されてもおらず制御できもしない、正確に計測されてもおらず計測できもしない）に向けて開けている。

→ 未来を扱う

➤ 安全メカニズムを本質的に特徴づけるもの

- ・ 不定の物事を管理すること
- ・ 蓋然性の見積もりによってのみ制御可能なものを管理すること

- ① 主権は領土を首都化し、統治の座という主要な問題を立てる
- ② 規律は空間を建築化し、諸要素の位階的・機能的な配分を本質的問題として自らに立てる
- ③ 安全は、出来事やありうべき諸要素に応じて環境を整備しようとする。そこで扱われる諸要素は、多価的・可変的な枠において調整されるべきものである。

■ 偶然的な諸要素が展開される空間：環境

- ・ ある物体がほかの物体に距離をおいて及ぼす行動を説明するために必要なもの；ある作用の流通の支持体・境位。
    - 流通と因果性が問題になる。
  - ・ 安全装置は、この環境概念が形成・分離される以前に環境に働きかけ、環境を製造・組織・整備している。
    - 環境とは、自然的な所与の総体（河川・沼地・丘）、人工的な所与の総体（個人や家の密集）
    - 環境とは、そこに住まうすべての者たちに関わる一群の効果
    - 結果と原因の循環がつくられる境位；環境は介入の場として現れる。
  - ・ 到達の対象となるのは、
    - ① 意志にもとづく行動が可能とされる法権利の主体の総体たる諸個人ではなく
    - ② 諸組織の群れとしての諸個人、要求される結果を出せる身体の群れとしての諸個人でもなく、
    - ③ 人口（自らが身を置く物質性に根底的・本質的・生物学的に結びつくという形でのみ存在するような個人の群れ）
- 人工的環境の内部にヒトという種の「自然性」という問題が闖入してくる。

■ モーアの（生政治・生権力と呼べるようなものの最初の大理論家）『人口についての研究』

- ・ 人工的なものが人口に対して自然[本性]のように働くという、人工的かつ自然的な環境という概念をめぐって、人口は、社会的・政治的な関係に織り込まれながらも、ある一つの種であるかのように機能する。
  - ・ 主権者は環境が自然にとっての規定力をもつようになる結節点において権力を行使すべきものになる。
  - ・ 主権者の介入はその点に対しておこなわれることになり、主権者がヒトという種のありようを変えたいときはその変更は環境に働きかけることによってなされる。
- 安全メカニズムの設置における軸の一つ、根本的要素の一つがある；**環境へと向かうある政治的技術の出現**

内容の整理というか確認

法・規律・安全のそれぞれの特徴を改めて整理しながら、これらが取って代わり・代わられ発展してきたわけではなく、**相関システムを変えながら複雑さを増してきたものである**。さらに言うと、常に「安全」は重要な論点とされてきたといえる。

都市の例を通じて、「流通」を確保しながら「安全」をも保障する“技術”の進展についても確認がされた。最終的に確立する安全テクノロジーとは、完全な統制をおこなうものではなく、「ヒト／人の群れ」の流通を“ちょうどよい加減”に促すよう、その結節点を同定し、そこに介入をしていくようなもの——であり、モーアの指摘を受けながらフーコーはこれを「環境へと向かうある政治的技術の出現」（≒生権力）としている。

- ・ まさに公衆衛生的な発想？
- ・ 「新しい生活様式」という環境への介入／「時間短縮営業」や「ソーシャルディスタンス」という環境への介入？
- ・ その「環境への介入」の正当性に対する反論の立ちにくさ／とはいえ抹消されることなく許容される対立者の存在（蓋然性を扱うが故）→民主主義が成立しているように見える？（とまでは言っていないか！）